

介護保険

平成30年度

ガイドブック

くらしをささえる制度があります！



鳥栖地区広域市町村圏組合

介護保険の目的と理念

- 介護保険法では、目的を「（要介護者が）尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」と規定しています。
- 保険給付は、「要介護状態等の**軽減又は悪化の防止に資する**よう行われるとともに、**医療との連携**に十分配慮して行われなければならない」と規定しています。
- 国民の努力及び義務としては、「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に**健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合でも、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努める**ものとする」と規定しています。

介護保険制度のおもな変更点（平成30年度）

平成30年4月から

- サービスを利用したときの金額が変わりました（詳細はP16ほか）
- 介護保険料が変わりました（詳細はP42）
- 合計所得金額の控除の扱いが変わりました（詳細はP42）
- 介護保険施設に「介護医療院」が創設されました（詳細はP21）
- 「共生型サービス」が創設されました（詳細はP16ほか）

平成30年8月から

- 利用者負担の割合が2割の人のうち、とくに所得の高い人の負担割合が3割になります（詳細はP12）
- 高額医療・高額介護合算制度で一部の限度額が変更されます（詳細はP14）

平成30年10月から

- 福祉用具の全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます（平成30年4月から、価格帯の異なる複数の商品の提示も義務づけられています）



もくじ

*掲載している内容については、今後見直される場合があります

介護保険のしくみ	4
介護保険のしくみについて知りましょう	
要介護認定	6
介護保険のサービスを利用するには 要介護認定の申請または 基本チェックリストの実施が必要です	
ケアプラン	10
ケアプラン・介護予防ケアプランを 作成します	
利用者の負担	12
介護（介護予防）サービスまたは一部の介護予防・ 生活支援サービスはかかった費用の一部を負担します	
介護サービス（要介護1～5）	16
介護保険で利用できるサービス 介護サービス（居宅サービス）	
施設サービス（要介護1～5）	20
介護保険で利用できるサービス 施設サービス	
介護予防サービス（要支援1・2）	22
介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス	
生活環境を整えるサービス	26
介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス	
地域密着型サービス	30
介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス	
地域包括支援センター	33
地域包括支援センターを利用しましょう	
介護予防・日常生活支援総合事業	34
65歳以上の人のために	
地域包括ケア	38
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように	
介護保険料	42
介護保険はみなさんが納める保険料を 財源としています	
事業所一覧	46

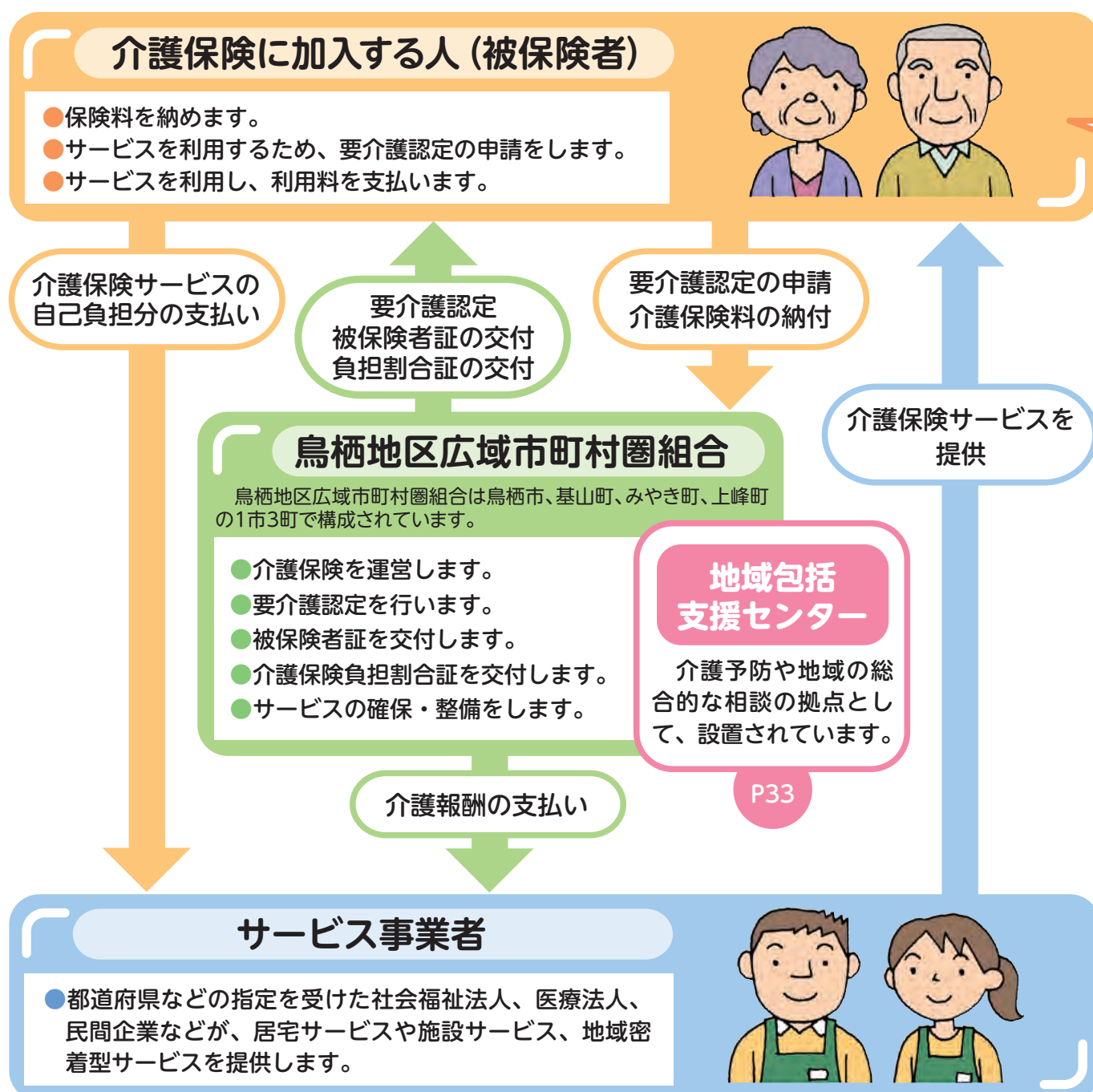
介護保険はささえあいの制度です

介護保険のしくみについて知りましょう



介護保険制度は、介護の不安や負担を社会全体で支えるしくみです。高齢になっても、必要な介護サービスを選び、利用することによって、住みなれた家や地域で自立して、いきいきと暮らしていくことができます。

介護保険の運営は鳥栖地区広域市町村圏組合が行います。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



40歳以上の人介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。

介護や支援が必要と認められた場合、介護保険のサービスが利用できます。

65歳以上の人



➡第1号被保険者

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったときに、鳥栖地区広域市町村圏組合の認定を受け、サービスを利用します。

40～64歳の人



（医療保険に加入している人）

➡第2号被保険者

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったときに、鳥栖地区広域市町村圏組合の認定を受け、サービスを利用します。

特定疾病

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症（アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等）
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症（ウェルナー症候群等）

- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- 閉塞性動脈硬化症
- がん末期（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回

- 復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎）
- 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

要介護認定までの流れを確認しましょう

介護保険のサービスを利用するには 要介護認定の申請または 基本チェックリストの実施が必要です



サービスを利用する流れ

1 相談

介護や支援が必要と感じたら、まず地域包括支援センターや市区町村の窓口にご相談しましょう

※40～64歳（第2号被保険者）は基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業は利用できませんので要介護認定の申請を行ってください。

相談の内容によって

介護保険を利用したい人など

2 要介護(要支援)認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する人や介護や支援が必要とみられる人は、要介護認定の申請をします。申請は本人や家族のほかに、地域包括支援センターまたは省令で定められた指定居宅介護支援事業所や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。



■申請には以下のものが必要です

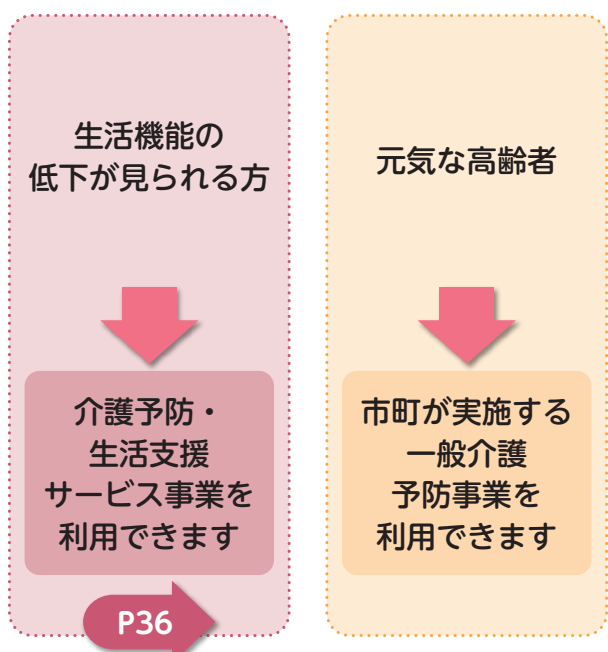
- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)
- 認印
- 本人確認書類
- マイナンバーカード(または通知カード等)

★申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。
主治医がいない場合には窓口にご相談ください。

総合事業を利用したい人など

2 窓口で基本チェックリストを行います

心身や日常生活の状態など25項目のチェックを行い、生活機能を調べます。



3 認定調査が行われます

- 認定調査 職員などが居宅等を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聴き取り調査などをします。(全国共通の調査票が使われます)
- 主治医意見書 利用者本人の主治医に鳥栖地区広域市町村圏組合から依頼し介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。(申請時に「予診票」をお渡ししておりますので申請後2週間以内に主治医に持参してください)



注意
認定調査を受けるときは...

体調のよいときに調査を受ける

いつもと違う体調のときでは正しい調査ができないことがあります。

困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておきましょう。

家族などに同席してもらう

家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。

日常使っている補装具があれば伝える

つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう

4 審査・判定が行われます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。

- コンピュータ判定の結果…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。(一次判定の結果)
- 特記事項…調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- 主治医意見書…かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定(二次判定)

鳥栖地区広域市町村圏組合が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。

審査結果にもとづいて 認定結果が通知されます



要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。
今までどおりの介護保険の介護サービスが利用できます。

P10

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。
介護保険の介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスが利用できます。

P10

非該当

生活機能の低下により将来的に要支援などへ移行する危険性がある人などです。
介護保険のサービスは利用できませんが、基本チェックリストを実施した結果生活機能の低下が見られる方(事業対象者)は介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。

P10

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期限は新規の場合は原則6か月（介護認定審査会の意見に基づき認定の有効期限を12か月に延長する場合があります）、更新認定の場合は原則12か月（状態が安定と判定されれば最大で36か月に延長）です。（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

こんなときは？

申請後、認定結果が通知されるまでの間に介護サービスを利用したいとき

申請した後、認定結果が通知されるまでの間も介護サービスを利用することができます。その場合は「暫定ケアプラン」を作成して鳥栖地区広域市町村圏組合に届け出ると、介護サービスを受けることができます。

こんなときは？

認定結果に納得できないとき

要介護（要支援）認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の窓口までご相談ください。その上で納得できない場合には、通知を受けた日から3か月以内に、都道府県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求することができます。

※審査結果が通知されるまでの間は、認定された要介護状態区分でサービスを利用します。

こんなときは？

要介護（要支援）認定の有効期間内に心身の状態が変化したとき

有効期間内に心身の状態が変化して、現在の要介護状態区分に該当しなくなった場合には、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町に区分の変更を申請してください（手続きは初回と同じ）。

契約するときの注意点、サービスに苦情や不満があるとき

契約するときの注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のようなことに注意しましょう。

契約の目的 …契約の目的となるサービスが明記されているか。

契約の当事者 …利用者と事業者との間の契約になっているか。

指定事業者 …都道府県等から指定された事業者か。

サービスの内容 …利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。

契約期間 …サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。

利用者負担金 …利用者負担金の額や交通費の可否などの内容が明記されているか。

利用者からの解約 …利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。

損害賠償 …サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。

秘密保持 …利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。

※契約書には上の項目以外にも様々な項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受けて確認しましょう。



サービスに苦情や不満があるときは？

介護（予防）サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者に相談しづらいときは、下のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくで安心です。



「鳥栖地区広域市町村圏組合」に相談

相談や苦情の内容をもとに、「鳥栖地区広域市町村圏組合」で事業者を調査して指導します。



「地域包括支援センター」「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。



「国保連合会」に相談

市区町村での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連合会（国民健康保険団体連合会）に申し立てることができます。



要介護認定
の通知

要介護1～5

居宅でサービス
を利用したい

施設に
入所したい

ケアプランの作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者を選びます。その後、居宅介護支援事業者のケアマネジャーが利用者と面接して、問題点や課題を把握し、家族やサービス事業者を含めた話し合いを行って、ケアプランを作成します。



介護保険施設と契約

入所を希望する施設に、利用者が直接申し込みます。施設は、居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



地域包括支援センター

要支援認定

要支援

1・2 事業対象者

地域包括支援センター（P33）へ連絡

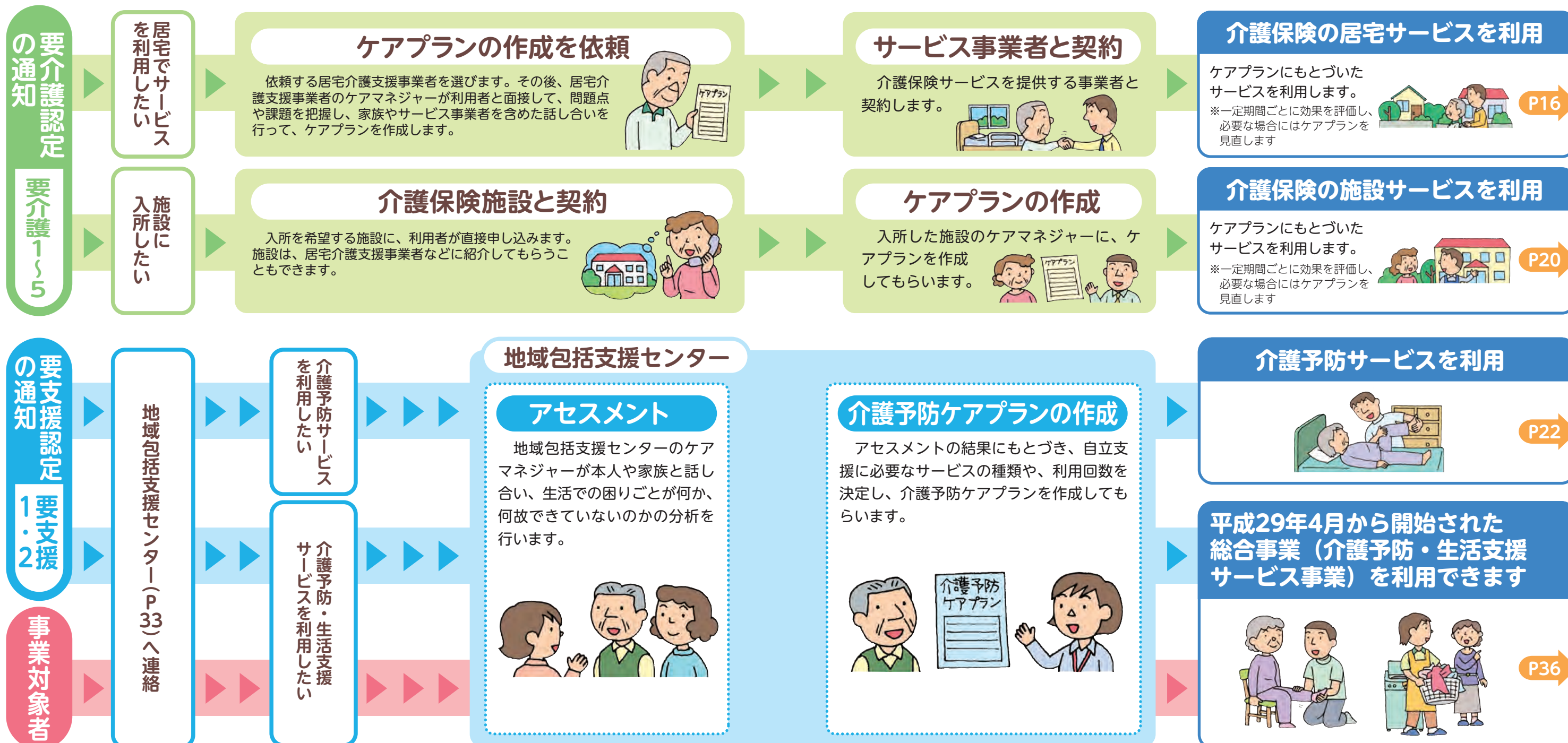
介護予防サービスを利用したい

介護予防・生活支援サービスを利用したい

アセスメント

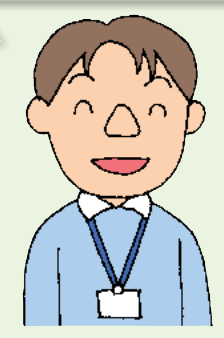
地域包括支援センターのケアマネジャーが本人や家族と話し合い、生活での困りごとが何か、何故できていないのかの分析を行います。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービスの希望を踏まえたケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。



サービスにかかった費用の一部を負担します

介護(介護予防)サービスまたは一部の介護予防・生活支援サービスはかかった費用の一部を負担します



ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割または2割（平成30年8月から3割が追加）をサービス事業者に支払います。

改正点 平成30年8月から、所得の高い人は利用者負担の割合が3割になります。

- 3割負担になる人** **平成30年8月から**
本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人
- 2割負担になる人**
本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人
- 上記に該当しない人は、1割負担になります**



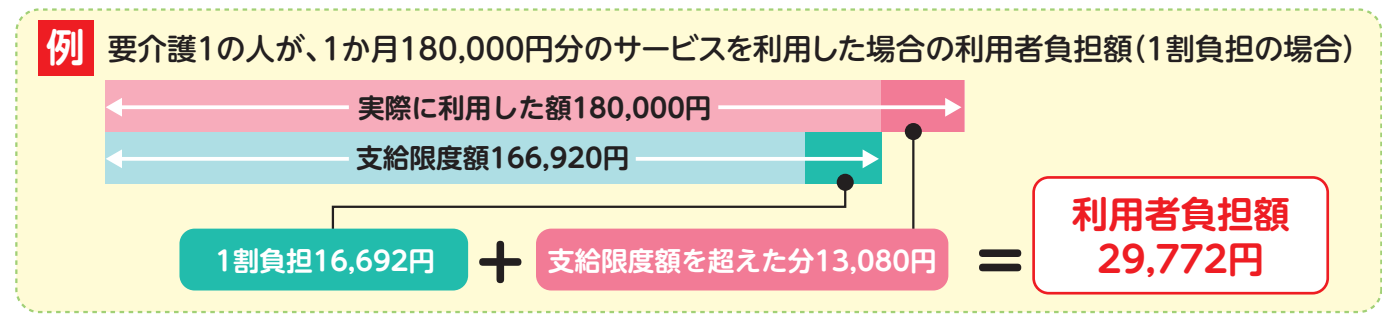
介護保険負担割合証が発行されます
要介護認定を受けた人及び事業対象者全員に、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

居宅サービスの費用について

居宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割または2割（平成30年8月から3割が追加）ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

1か月の居宅サービスの支給限度額		支給限度額が適用されないサービス	
要介護状態区分	支給限度額	要支援1・2の人のサービス	
事業対象者	50,030円	●介護予防居宅療養管理指導 ●介護予防特定施設入居者生活介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く） ●特定介護予防福祉用具販売 ●介護予防住宅改修費支給	
要支援1	50,030円	要介護1～5の人のサービス ●居宅療養管理指導 ●特定施設入居者生活介護 ●認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く） ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●特定福祉用具販売 ●住宅改修費支給	
要支援2	104,730円		
要介護1	166,920円		
要介護2	196,160円		
要介護3	269,310円		
要介護4	308,060円		
要介護5	360,650円		

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります



介護保険を利用しやすくするために利用者負担の軽減制度があります



1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

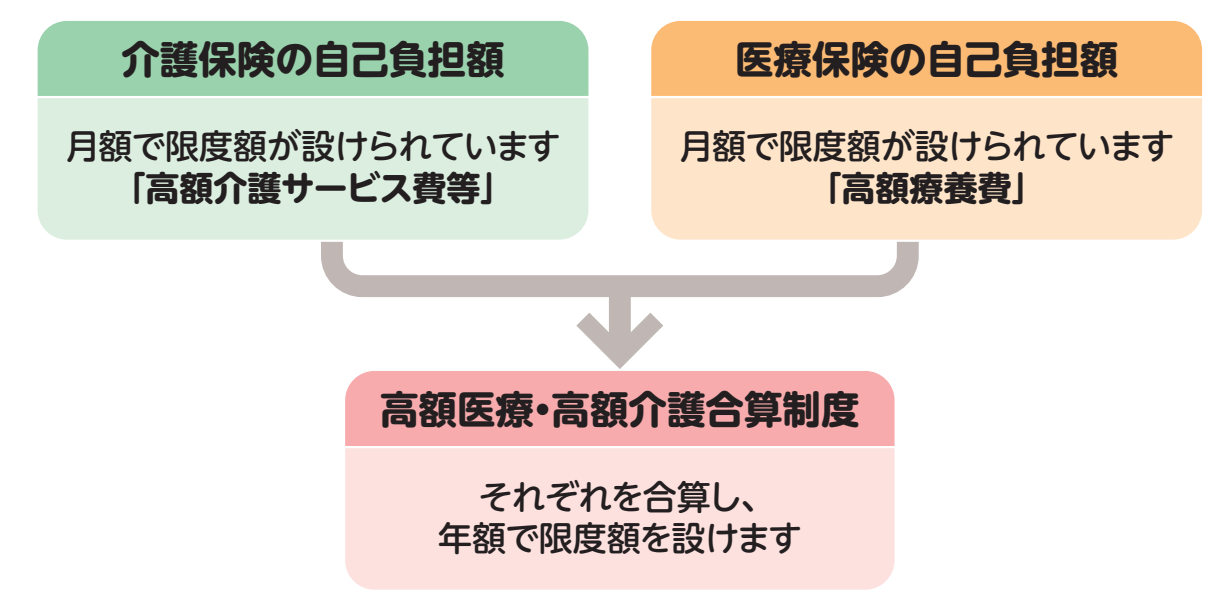
●高額介護サービス費等に該当する方には、「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」を送付しますので、必要事項に記入・押印し、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町に提出してください。（原則申請は初回のみ）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
(1)現役並み所得者 （同一世帯に属する第1号被保険者の中に課税所得145万円以上の人がいて、単身の場合年収383万円以上、2人以上の場合年収520万円以上の人）	44,400円
(2)一般（(1)、(3)、(4)以外）	44,400円※
(3)住民税世帯非課税 ・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	24,600円 15,000円(個人)
(4)・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円

※1割負担の被保険者のみの世帯は、平成29年8月から3年間に限り、年間446,400円を上限とする緩和措置があります。

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。それらを合算して年額の限度額が設けられました。限度額を超えた分は、申請して認められると後から支給されますので、みなさんの負担が軽減され、安心して介護や医療のサービスを利用できます。



限度額は年額で計算されます

平成30年度支給分は、平成29年8月1日から平成30年7月31日までを合算します。詳しくは自己負担限度額の表をご覧ください。

世帯ごとに合算します

介護保険と医療保険の両方に、自己負担額がある世帯を対象とします。食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象となりません。

70歳以上の人はずべての自己負担額を合算の対象にできますが、70歳未満の人の医療保険の自己負担額は、1か月21,000円以上のみを合算の対象とします。



介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

自己負担額の合算額から利用者負担限度額を差し引いたとき、500円以上となる場合に限り支給されます。

改正点 平成30年8月から、70歳以上の人がある世帯の所得区分が変更されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額〈年額／8月～翌年7月〉

所得 基礎控除後の 総所得金額等	70歳未満 の人がいる 世帯	平成30年7月算定分まで			平成30年8月算定分から		
		所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人が いる世帯	所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人が いる世帯
901万円超	212万円	現役並み 所得者	67万円	67万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	一 般	56万円	56万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円				課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	一 般	56万円	56万円
住民税 世帯非課税	34万円	低所得者Ⅰ※	19万円	19万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
					低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です

高額合算の申請のしかた

申請先は、毎年7月31日現在の加入医療窓口になります。

国保・後期に加入している方

① 医療保険の窓口で「支給申請」を提出します。

(ワンストップサービスの実施により、介護分の自己負担額証明書の添付は必要ありません。)



② 申請後、医療保険で支給額の計算をします。



③ 医療保険から、介護保険へ算出した額を通知します。



④ 医療保険と介護保険の両方から、みなさんに支給される額がそれぞれ通知され、支給されます。



利用者の負担

社会保険・共済保険等に加入している方

① 介護保険の担当窓口で「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。



② 介護保険の担当窓口から「自己負担額証明書」を交付してもらいます。



③ ②でもらった「自己負担額証明書」を添付して、医療保険の担当窓口で支給の申請をします。



④ 医療保険で支給額の計算をします。

⑤ 医療保険から介護保険へ算出した額を通知します。

⑥ 医療保険と介護保険の両方から、みなさんに支給される額が通知され、支給されます。



●市町によって、申請のしかたなどが異なる場合があります。詳しくは市町の担当窓口までお問い合わせください。

介護保険で利用できるサービス 介護サービス（居宅サービス）



居宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。利用者負担の割合についてはP12参照。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

改正点 平成30年4月から、介護報酬改定にともないサービスにかかる金額が変わったため、利用者負担のめやすも変わりました。
平成30年4月に共生型サービスが創設されました。これにより、共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

居宅での生活の手助けをしてほしい

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問して、利用者が自立した生活ができるよう食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯、掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降介助も行います。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

身体介護中心（20分以上30分未満の場合）	248円
生活援助中心（20分以上45分未満の場合）	181円
※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます	
通院等のための乗車または降車の介助（1回につき）	98円

※移送にかかる費用は別途負担が必要です

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。

●利用者負担のめやす（1割の場合）

1回	1,250円
----	--------



居宅でリハビリを受けたい

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、利用者が自立した生活ができるようリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす（1割の場合）

1回※	290円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合

居宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

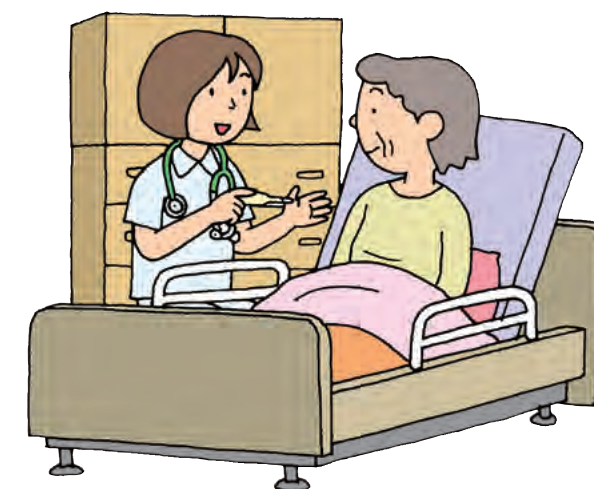
訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす（1割の場合）

訪問看護ステーションからの訪問の場合（30分未満の場合）	467円
病院または診療所からの訪問の場合（30分未満の場合）	396円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

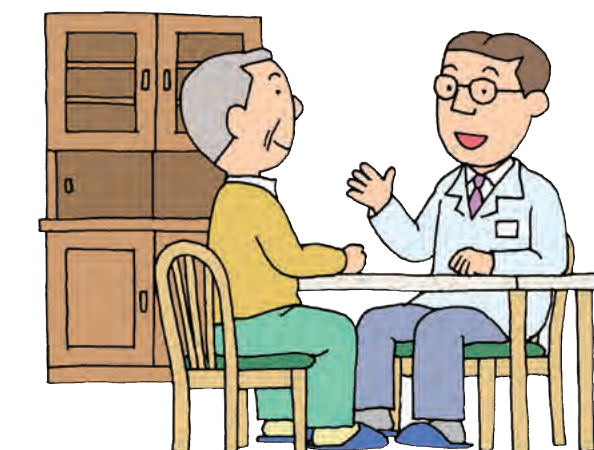


居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

●利用者負担のめやす（1割の場合）

医師・歯科医師の指導の場合（月2回まで）	507円
----------------------	------



施設に行って支援やリハビリを受けたい

通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、利用者が自立した生活ができるよう機能訓練などを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)
通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	645円
要介護2	761円
要介護3	883円
要介護4	1,003円
要介護5	1,124円

※送迎を含む
※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、利用者が自立した生活ができるよう生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)
通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	712円
要介護2	849円
要介護3	988円
要介護4	1,151円
要介護5	1,310円

※送迎を含む
※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。食費、日常生活費は別途必要になります

施設に入所してサービスを受けたい

短期入所生活介護(ショートステイ)
短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)
短期入所生活介護
介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合(1日につき)

要介護1	584円
要介護2	652円
要介護3	722円
要介護4	790円
要介護5	856円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

短期入所療養介護
介護老人保健施設 多床室の場合(1日につき)

要介護1	826円
要介護2	874円
要介護3	935円
要介護4	986円
要介護5	1,039円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1割の場合)(1日につき)

要介護1	534円
要介護2	599円
要介護3	668円
要介護4	732円
要介護5	800円



施設で生活しながら介護を受けられるサービスです

介護保険で利用できるサービス
施設サービス

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人及び事業対象者は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設のみ要介護1・2の人も原則として新規入所できません）。

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割または2割[※]に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。

サービス費用の1割
または2割
※平成30年8月から3割が追加

+

食費

+

居住費

+

日常生活費

基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）
利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が定められています。

●居住費……ユニット型個室 1,970円、ユニット型個室的多床室 1,640円、
従来型個室 1,640円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,150円）、
多床室 370円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は840円）

●食費……1,380円

低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

●①住民税世帯非課税でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合
②住民税世帯非課税(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える場合
①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費等の給付の対象にはなりません。

●負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の 負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金の受給者／生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円を超える人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります

施設で生活しながらサービスを受けたい

介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	16,710円	16,710円	19,080円
要介護2	18,750円	18,750円	21,090円
要介護3	20,850円	20,850円	23,280円
要介護4	22,890円	22,890円	25,290円
要介護5	24,870円	24,870円	27,300円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

※ただし、すでに入所している要介護1・2の人（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2で認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

介護老人保健施設
(老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	20,940円	23,130円	23,310円
要介護2	22,290円	24,570円	24,660円
要介護3	24,120円	26,400円	26,520円
要介護4	25,680円	27,930円	28,110円
要介護5	27,210円	29,520円	29,640円

介護療養型医療施設
(療養病床等)

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを提供します。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	19,230円	22,350円	23,010円
要介護2	22,320円	25,440円	26,100円
要介護3	29,010円	32,130円	32,790円
要介護4	31,860円	34,980円	35,640円
要介護5	34,410円	37,530円	38,190円

介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。

改正点 平成30年4月から、介護療養型医療施設の転換施設として創設されました。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	20,820円	24,090円	24,600円
要介護2	24,060円	27,330円	27,840円
要介護3	31,050円	34,320円	34,830円
要介護4	34,020円	37,290円	37,800円
要介護5	36,690円	39,960円	40,470円

※現在のところ鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません。

●従来型個室…ユニットを構成しない個室 ●多床室…ユニットを構成しない相部屋

●ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室

●ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間がある個室

※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです



介護保険で利用できるサービス 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。利用者負担の割合についてはP12参照。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

改正点 平成30年4月から、介護報酬改定にともないサービスにかかる金額が変わったため、利用者負担のめやすも変わりました。
平成30年4月に共生型サービスが創設されました。これにより、共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

居宅での生活の手助けをしてほしい

介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。



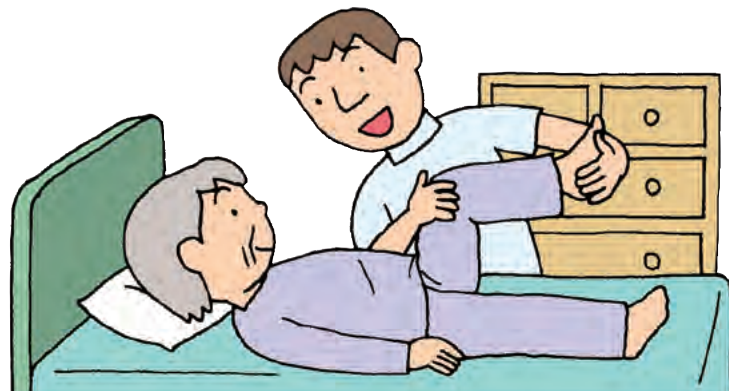
●利用者負担のめやす(1割の場合)

全身入浴	845円
------	------

居宅でリハビリを受けたい

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、利用者が自立した生活ができるよう介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)

1回※	290円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合

居宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



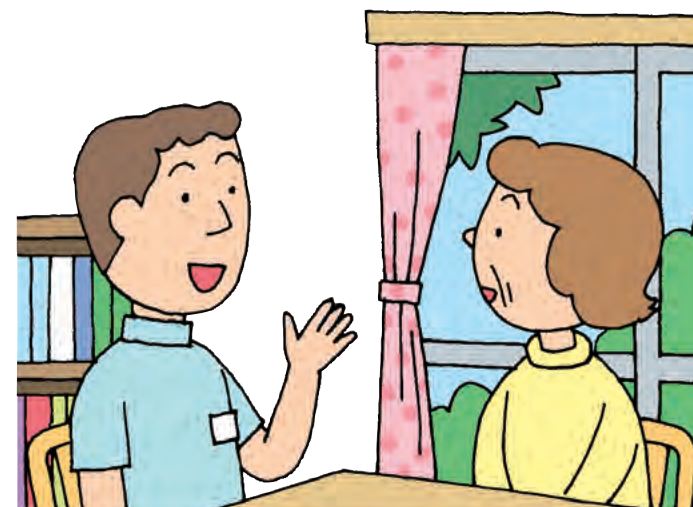
●利用者負担のめやす(1割の場合)

訪問看護ステーションからの訪問の場合 (30分未満の場合)	448円
病院または診療所からの訪問の場合 (30分未満の場合)	379円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算されます
緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり

介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす(1割の場合)

医師・歯科医師の指導の場合 (月2回まで)	507円
--------------------------	------

施設に行って支援やリハビリを受けたい

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)〈1か月につき〉

共通的服务

要支援1	1,712円
要支援2	3,615円

※送迎、入浴を含む

※食費、日常生活費は別途必要になります

選択的サービス

運動器機能向上	225円
栄養改善	150円
口腔機能向上	150円



選択的サービスには次のようなものがあり、利用者の目標に応じて利用できます。組み合わせる利用することもできます。

運動器機能向上 理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。

栄養改善 管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

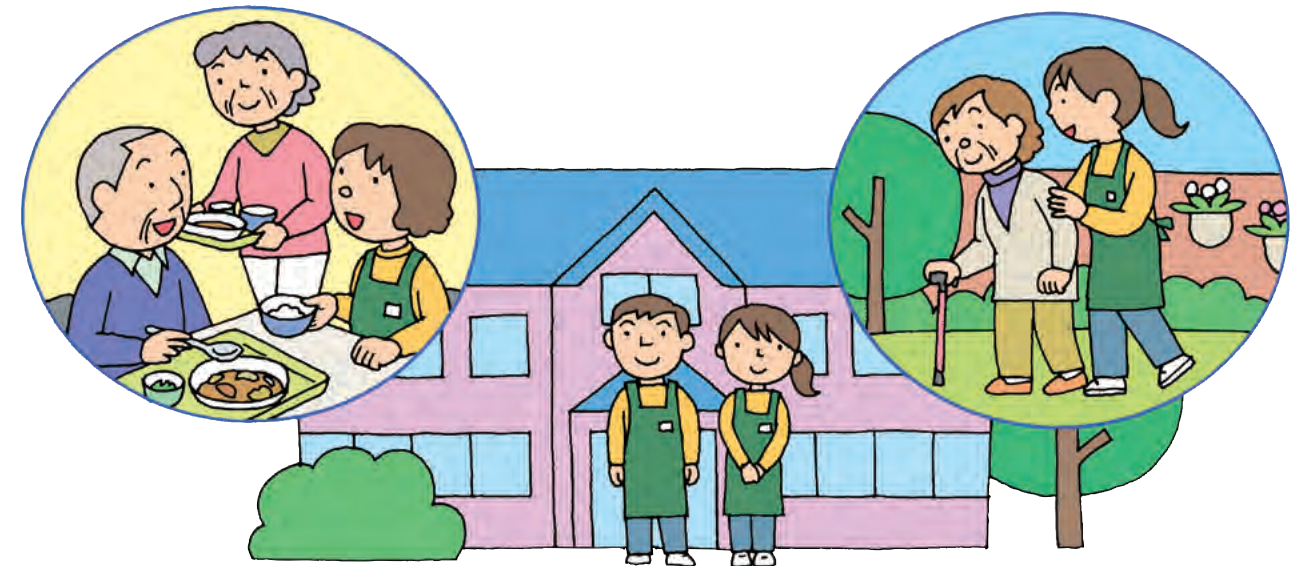
口腔機能向上 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。



施設に入所してサービスを受けたい

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1割の場合)

介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合〈1日につき〉

要支援1	437円
要支援2	543円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設 多床室の場合〈1日につき〉

要支援1	611円
要支援2	765円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす(1割の場合)〈1日につき〉

要支援1	180円
要支援2	309円



介護保険で利用できるサービス 生活環境を整えるサービス



自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。

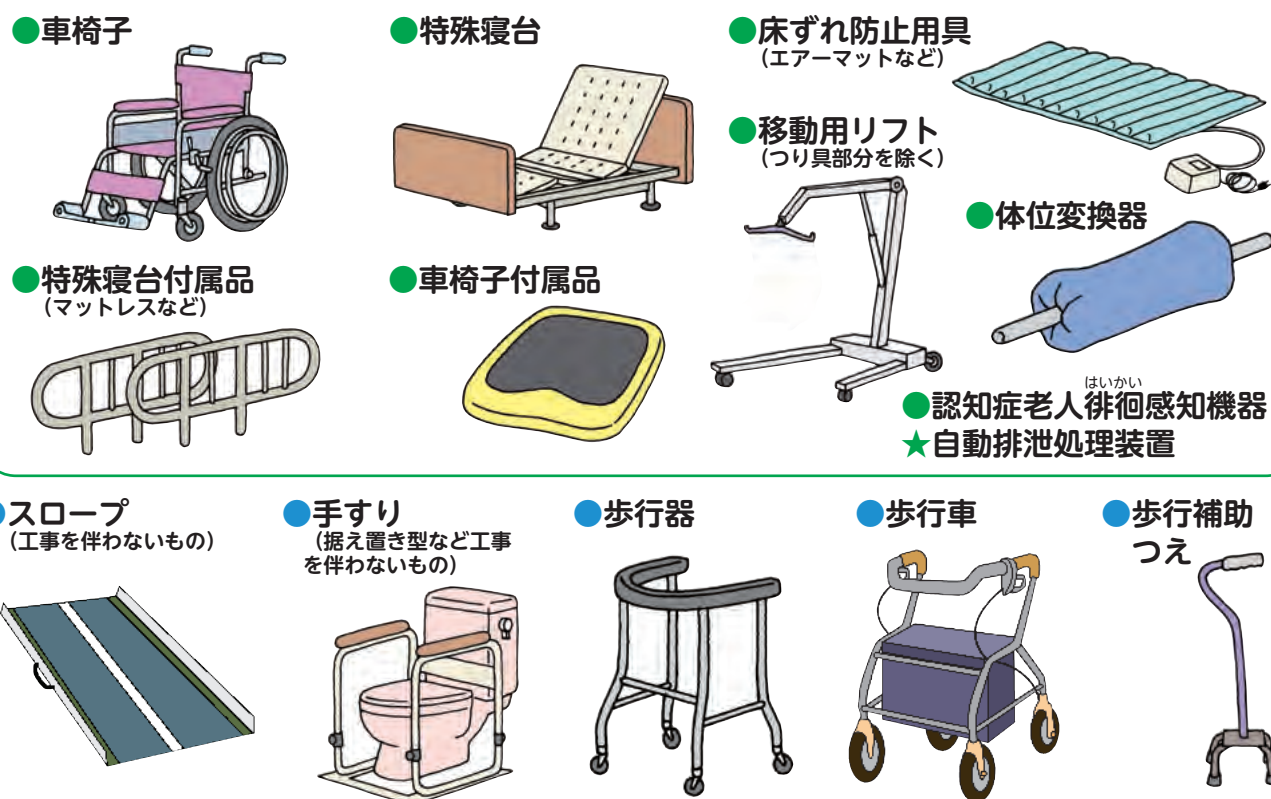
【 】内は、介護予防サービスの名称です。 ※事業対象者の人は利用できません。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りることができます。

対象品目



※要支援1・2および要介護1の方には、●印の車椅子（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として保険給付の対象となりません。また、★印の自動排泄処理装置（尿のみを吸引するものは除く）は要支援1・2および要介護1～3の方には原則として保険給付の対象となりません。例外的に貸与を希望される方は、介護保険課またはケアマネジャーなどにご相談ください。

◆利用者負担について

●用具の種類や事業者により金額は変わります。支給限度額（P12）が適用されます。

住みなれた家を暮らしやすい環境にしたい

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。 **事前申請**が必要です

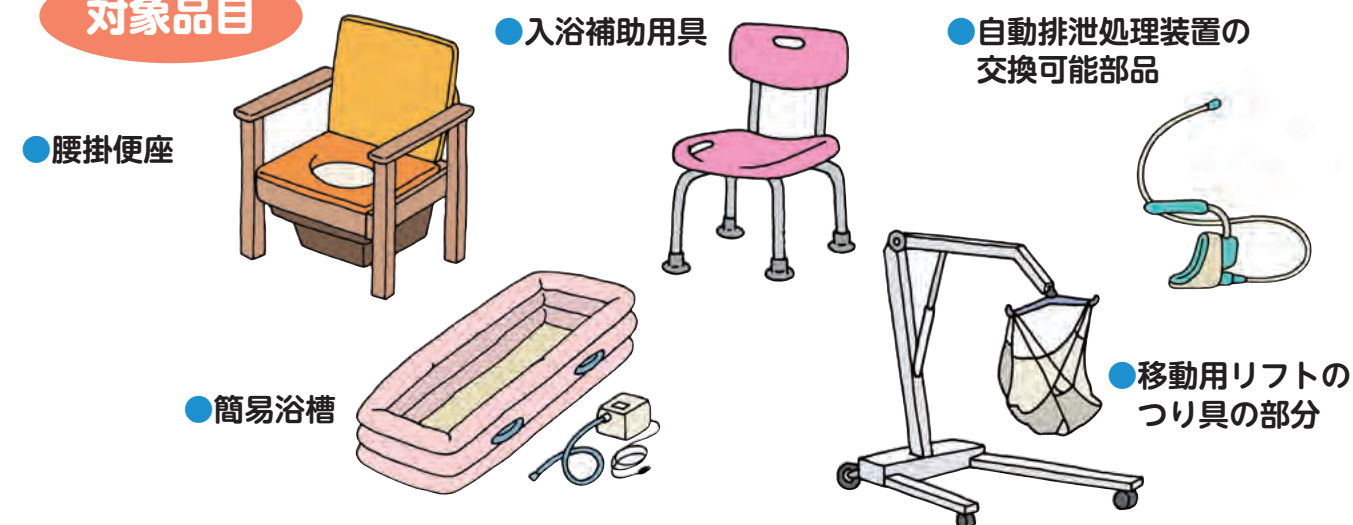
要介護1～5

要支援1・2

- 腰掛便座
- 簡易浴槽
- 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 移動用リフトのつり具

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう

対象品目



●利用者負担について

※いったん利用者が全額を支払い、後日、領収書などを添えて鳥栖地区広域市町村圏組合に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割または8割が支給され、1割または2割を負担します（平成30年8月から、所得が高い人は費用の7割が支給され、3割を負担します）。

指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

1 福祉用具購入費支給の申請

- 提出書類**
- 福祉用具購入費事前申請書
 - 購入する福祉用具のパフレット（写）
 - 見積書
 - その他必要な書類

2 購入

3 請求

4 福祉用具購入費の支給（翌々月の25日頃支給）

- 提出書類**
- 福祉用具購入費支給申請（請求）書
 - 領収書（原本及び写し）
 - 写真（購入した福祉用具の設置状況が確認できるもの）
 - 居宅介護（介護予防）福祉用具費支給申請に伴う使用状況確認書

※25日が土・日・祝日の場合は、その前の平日に支給されます。

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

事前申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

◆利用者負担について

- 20万円を上限に費用の9割または8割が介護保険から支給され、1割または2割（平成30年8月から、所得の高い人は費用の7割が支給され、3割を負担します）を負担します。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。

要介護1～5

要支援1・2

介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器などに取り替え
- 上記の工事にともなって必要となる工事



住宅改修費利用の手順

1 住宅改修についてケアマネジャーなどに相談

利用者の心身の状態や日常生活の動線を考慮したうえで、理学療法士や作業療法士等などのアドバイスを受けながら相談します。

2 住宅改修費支給の事前申請

鳥栖地区広域市町村圏組合に以下の書類を提出し、支給の事前申請をします。

提出書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修前の写真
- 住宅改修が必要な理由書
- 改修予定の図面
- 工事費見積書
- 住宅所有者の承諾書（本人または家族が所有者の場合は不要）

3 施工・完成・請求

工事終了後、以下の書類を鳥栖地区広域市町村圏組合へ提出し、必要と認められた場合、住宅改修費が支給されます。

提出書類

- 住宅改修完了届
- 住宅改修に要した費用の領収書（原本及び写し）
- 住宅改修後の写真

4 現地確認（自宅訪問）・住宅改修費の支給（確認の翌々月の25日頃支給）

※介護保険による住宅改修を行う事業者は、鳥栖地区広域市町村圏組合に事前に登録が必要です。詳しくは、鳥栖地区広域市町村圏組合にお尋ねください。



下記の2つの方法にて給付します。

償還払い

被保険者は、住宅改修施工業者に住宅改修に要した費用を全額支払い、後日、支給対象額に保険給付率(90/100)を乗じて得た額が被保険者に支給されます。利用者負担の割合が2割の場合は保険給付率(80/100)となります。平成30年8月から、利用者負担の割合が3割になった場合は保険給付率(70/100)となります。

受領委任払い

被保険者は、住宅改修施工業者に受領の権限を委任し、費用(限度額)の1割または2割だけを支払い、残りの9割分または8割分を保険者が住宅改修施工業者へ直接支給します。介護保険料に滞納がない方が利用できます。平成30年8月から、利用者負担の割合が3割になった場合、費用(限度額)の3割だけを支払います。

(例)費用が5万円(1割負担)の場合

償還払い方法

①支払い
(5万円)

被保険者

②領収書
交付

住宅改修
施工業者

鳥栖広域

受領委任払い方法

①支払い
(5万円)

被保険者

②領収書
交付

住宅改修
施工業者

鳥栖広域

④支払い
(4万5千円)

介護保険で利用できるサービス 地域密着型サービス



住みなれた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

※事業対象者の人は利用できません。
【 】内は、介護予防サービスの名称です。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

改正点 平成30年4月から、介護報酬改定にともないサービスにかかる金額が変わったため、利用者負担のめやすも変わりました。
平成30年4月に共生型サービスが創設されました。これにより、共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。



●利用者負担のめやす (1割の場合)
(1か月につき)

要支援1	3,403円
要支援2	6,877円
要介護1	10,320円
要介護2	15,167円
要介護3	22,062円
要介護4	24,350円
要介護5	26,849円

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。

※現在のところ鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません



要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす (1割の場合)
(1か月につき)

要介護1	12,341円
要介護2	17,268円
要介護3	24,274円
要介護4	27,531円
要介護5	31,141円

施設に行って支援やリハビリを受けたい

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

要支援1・2の人は利用できません

●利用者負担のめやす (1割の場合)
(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	735円
要介護2	868円
要介護3	1,006円
要介護4	1,144円
要介護5	1,281円

認知症高齢者を対象にしたサービスを利用したい

認知症対応型通所介護【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人へ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす (1割の場合)
(7時間以上8時間未満の場合)

	単独型	併設型	共用型
要支援1	852円	766円	480円
要支援2	952円	855円	508円
要介護1	985円	885円	518円
要介護2	1,092円	980円	537円
要介護3	1,199円	1,076円	555円
要介護4	1,307円	1,172円	573円
要介護5	1,414円	1,267円	593円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

●利用者負担のめやす (1割の場合)
(1日につき) ユニット数1の場合

要支援2	755円
要介護1	759円
要介護2	795円
要介護3	818円
要介護4	835円
要介護5	852円

※ショートステイで利用ができる場合もあります(費用は異なります)

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

要支援1の人は利用できません



ヘルパーさんに居宅を定期的に訪問してもらいたい

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

- 利用者負担のめやす（1割の場合）
〈1か月につき〉
介護、看護一体型事業所の場合

要支援1・2の人は利用できません

◆介護のみを利用

要介護1	5,666円
要介護2	10,114円
要介護3	16,793円
要介護4	21,242円
要介護5	25,690円

◆介護と看護を利用

要介護1	8,267円
要介護2	12,915円
要介護3	19,714円
要介護4	24,302円
要介護5	29,441円

身近な地域の施設に入所したい

要支援1・2の人は利用できません

地域密着型特定施設 入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

※現在のところ鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません

- 利用者負担のめやす（1割の場合）
〈1日につき〉

要介護1	534円
要介護2	599円
要介護3	668円
要介護4	732円
要介護5	800円

地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

※現在のところ鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません

- 利用者負担のめやす（1割の場合）
〈1日につき〉多床室を利用する場合

要介護1	565円
要介護2	634円
要介護3	704円
要介護4	774円
要介護5	841円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

要支援1・2の人は利用できません

夜間対応型訪問介護

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。

※現在のところ鳥栖地区広域市町村圏組合管内にはありません

- 利用者負担のめやす（1割の場合）
オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護	1,009円／月
定期巡回サービス	378円／回
随時訪問サービス	576円／回



みなさんの生活を支える相談窓口です



地域包括支援センターを 利用しましょう

地域包括支援センターは、みなさんが住みなれたまちで安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。保健師等・主任ケアマネジャー・社会福祉士が、みなさんの生活を支える役割を担っています。

なんでもご相談ください

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでもご相談ください。

自立した生活ができるよう支援します

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人及び事業対象者の支援や介護が必要となるおそれの高い人が自立して生活できるよう、介護予防の支援をします。

みなさんの権利を守ります

権利擁護

みなさんが安心して暮らせるように、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。高齢者の虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

地域のネットワークをつくり、みなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。また、ケアマネジャーの支援も行います。

地域包括支援センター

	名 称	〒	所 在 地	電話番号
1	鳥栖市鳥栖地区 地域包括支援センター	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3113
2	鳥栖市田代基里地区 地域包括支援センター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-82-2041
3	鳥栖市若葉弥生が丘地区 地域包括支援センター	841-0004	鳥栖市神辺町1273番地8	0942-85-8721
4	鳥栖市鳥栖西地区 地域包括支援センター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2188
5	基山地区地域包括支援センター	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-81-7039
6	みやき町地域包括支援センター	849-0113	みやき町大字東尾6436番地4 (みやき町北茂安保健センター内)	0942-89-3371
7	上峰地区地域包括支援センター	849-0122	上峰町大字前牟田107番地2 (おたっしや館内)	0952-52-5250



介護予防に取り組みましょう！

介護予防・日常生活支援総合事業



平成29年4月より、鳥栖地区広域市町村圏組合および市町が実施する要介護認定で要支援1・2と判定された方、生活機能が低下している方を対象とした介護予防のための事業『介護予防・日常生活支援総合事業』（総合事業）に取り組んでいます。

要支援1・2および事業対象者

●訪問型サービス利用例

・身体介護が必要



介護予防訪問型サービス

身体介護と生活支援

今までの訪問介護と同等のサービスです。専門の訪問介護員が居宅を訪問して、利用者が自立した生活を継続できるように入浴などの身体介護や掃除、調理などの生活支援を行います。



・居宅で生活する虚弱高齢者
・生活支援が必要



・独居もしくは高齢者二人世帯で生活支援が必要



自立支援訪問型サービス

生活支援のみ

訪問介護員等が居宅を訪問して、利用者と一緒に掃除や調理等を行い、利用者の自立をめざします。

元気になってサービス卒業!!

●通所型サービス利用例



・退院直後で体力が不十分
・足腰が弱くなり一人で外出できない
・長く歩くと疲れる転びやすくなった



ステップアップ通所型サービス

低下した体力を向上し、自立した生活に戻れるように専門職が短期集中的に支援します。



生活リハビリ通所型サービス

生活動作が低下しないように運動を行い、家庭での動作が安心してできるように支援します。

・最近物忘れが気になる
・なんとなく体力が落ちた感じがする



・人と会うのがおっくう
・外出しなくなった



ハツラツ通所型サービス

元気になった体力を維持し、活動や楽しみが続けられるように支援します。

基本チェックリスト 非該当者

元気な高齢者



一般介護予防事業
各市町で実施されている。介護予防教室や介護予防に関する催しに参加できます。

目標

地域で
自分が輝ける
役割をもち、
元気で長生き
しましょう!!

- いきがづくり
- 趣味活動
- ボランティア活動等

要支援1・2の方及び総合事業(介護予防・生活支援サービス)対象の方が利用できるサービスです

介護予防・日常生活支援総合事業は市町が行う介護予防のための取り組みです。地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行い、心身や生活機能の状態に応じて様々なサービスが受けられます。

●訪問型サービス ※訪問型サービスは、「できること」と「できないこと」が決められています。

訪問を受けて
利用する

利用前に、よく理解した上でサービスを開始しましょう。
詳しいことはケアマネジャーにご相談ください。

「できないこと」
とは

- ★利用者以外の方に係る調理・掃除・洗濯・買い物
- ★大掃除、草むしり、ペットの世話、家の修理など

介護予防訪問型サービス

今までの介護予防訪問介護と同等のサービスで身体介護もしくは生活支援を専門の訪問介護員が支援します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

週1回程度	1,168円
週2回程度	2,335円
週3回程度	3,704円

※要支援2の利用者もしくは総合事業対象者のみ



自立支援訪問型サービス

生活支援のみのサービスです。利用者が、訪問介護員等と一緒に活動を行うことで介護予防や自立をめざします。

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

週1回程度	934円
週2回程度	1,868円
週3回程度	2,963円

※要支援2の利用者もしくは総合事業対象者のみ



●通所型サービス

通所して
利用する

通所型サービス事業所（デイサービスセンター）などで、利用者が主体的に参加し、日常生活の様々な支援や、在宅生活を続けるために必要な機能訓練や趣味活動などを行います。

生活リハビリ通所型サービス

生活動作が低下しないように運動を行い、家庭での動作が安心して行えるように支援します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

週1回程度	1,647円
週2回程度	3,377円



ハツラツ通所型サービス

元気になった体力を維持し、活動や楽しみが継続できるように支援します。

●利用者負担のめやす(1割の場合)
(1か月につき)

週1回程度	1,318円
週2回程度	2,702円

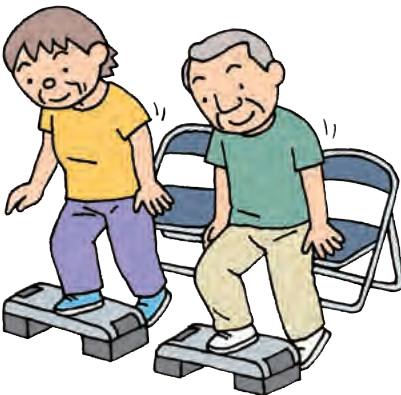


ステップアップ通所型サービス

低下した体力を向上し、自立した生活に戻れるように、専門職が短期集中的に支援します。

●利用者負担のめやす

1回利用につき	400円
---------	------



住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように



高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、いろいろな取り組みが行われていますが、これからも高齢者人口の増加にともなって、介護や医療などが必要な人、ひとり暮らしや認知症の高齢者も増加すると予想されています。

こうしたことに対応するため、市区町村と地域の介護、医療、保健、福祉が互いに連携を取り、その地域で必要なサービスや施設を整備し、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う「地域包括ケア」が進められています。

地域包括ケアに必要な4つの「助」

地域包括ケアでは、市区町村などからの公的なサービスや支援の「共助」と「公助」だけではなく、自分の力で問題を解決する「自助」や、住民が互いに助け合う「互助」による支えがとても大切になります。

自助

住み慣れた地域で生活するために、自分でさまざまなサービスを利用し、問題を自力で解決することです。

互助

地域住民やボランティア、家族や知り合いなど、さまざまな人たちが、制度的な費用が発生することなく、自発的にお互いが助け合うことです。

共助

介護保険や医療保険などの社会保険によるサービスのことです。

公助

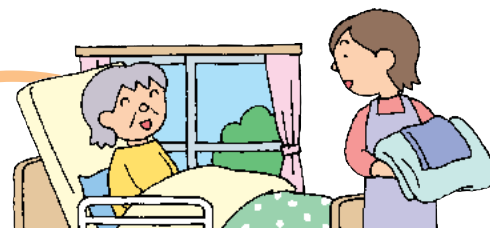
税金をもとにした生活保護や権利擁護など、市区町村が行う社会福祉サービスのことです。

地域包括ケア

「介護」「医療」「介護予防」という専門的
と「生活支援・福祉サービス」が互いに協
支えます。

なサービスと、その前提としての「住まい」
力しながら、地域に住む高齢者の在宅生活を

介護や支援が
必要に
なったら



介護や支援が必要になった
人の心身の状態や環境など、
日常生活上の必要な課題に合
わせて、さまざまな介護保険
サービスが受けられます。

助け合い

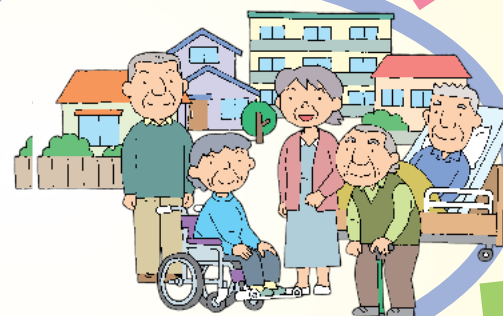


心身や経済的な理由、家
族関係の変化などに対応し
て、さまざまな生活支援
サービスや福祉サービスが
受けられます。

介護

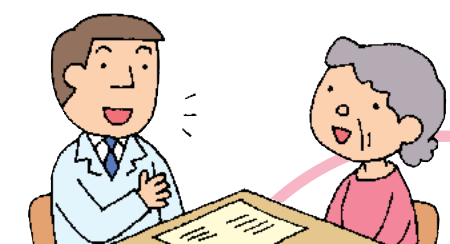
住まい

サービス付き高齢者向け
住宅と生活支援拠点の一体
的整備や、持ち家のバリア
フリー化など、生活の基盤
を整備します。



医療

病気に
なったら



かかりつけ医や医療機関へ
の通院や入院、自宅で在宅
医療、訪問看護、訪問リハビ
リテーションなど一人ひと
りの心身の状態や環境に応じた
医療が受けられます。

生活支援・
福祉サービス

介護予防

いつまでも
元気に暮らす
ために



自治会、ボランティア、老
人クラブなどが主体となっ
て、できるかぎり要介護状態に
ならないようするための介護
予防の取り組みを行います。

地域包括ケアの調整

相談

支援

組合及び
構成市町

地域包括
支援センター

地域包括支
さまざまな問
や自治会など

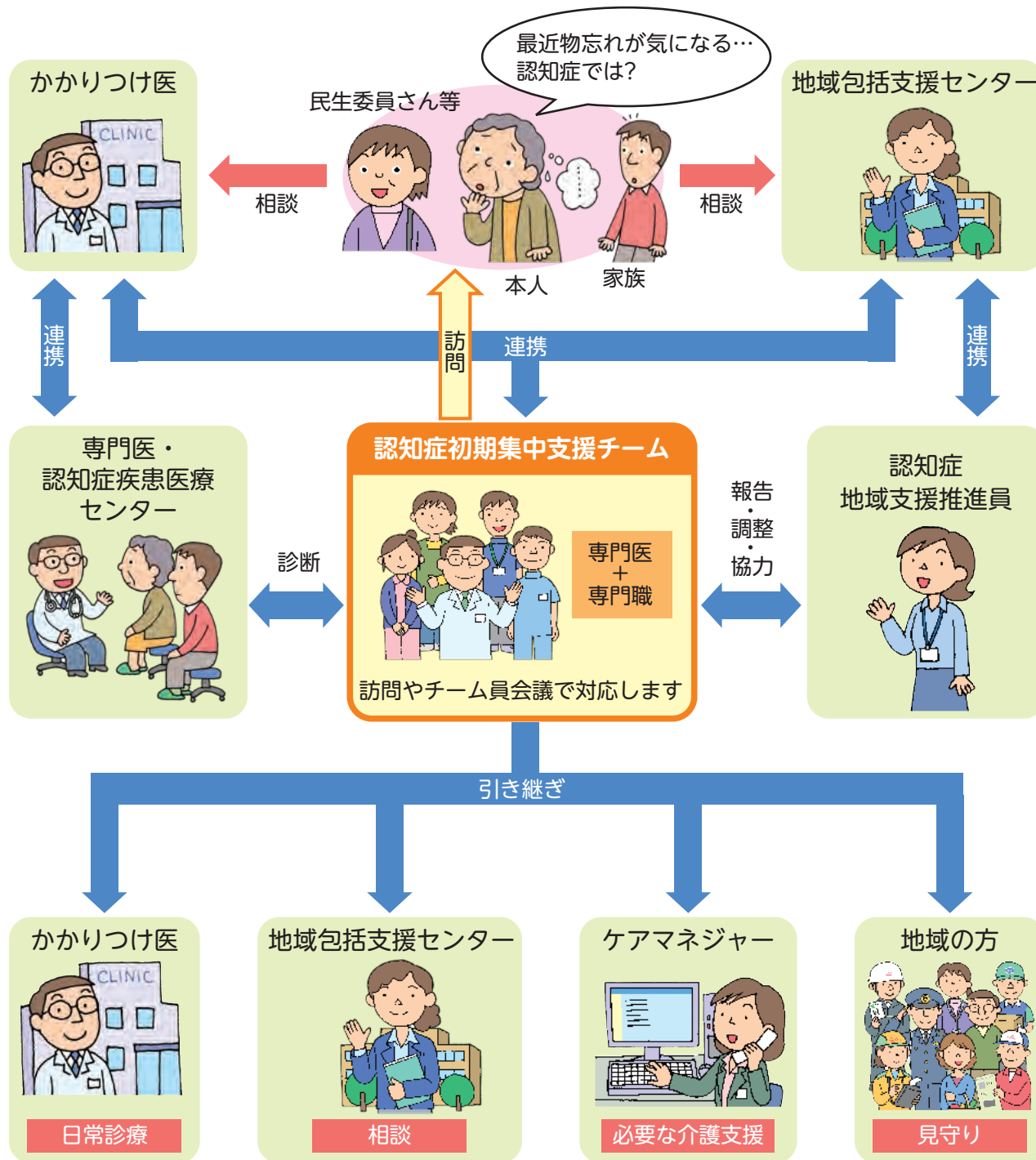
援センターは、市区町村と協力しながら、地域の高齢者が抱える
題などを見つけて整理し、医療機関、サービス事業者、地域住民
と連携して支援を行う地域包括ケアの調整役です。

認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームとは、認知症が疑われる方や初期の方およびそのご家族の相談や支援に対応し、安心して地域で生活できるようサポートするチームです。

認知症初期集中支援チーム

認知症についてのご相談がありましたらお近くの地域包括支援センターへお越しください



医療と介護の連携で在宅医療を支えます



これから迎える超高齢社会を前に、地域の実情や高齢者の希望に合わせた新しい医療や介護などのしくみが必要になっています。

本組合は関係団体と連携し、通院がむずかしい高齢者や支援が必要な人（本人）が、住み慣れた地域で必要な医療や介護などのサービスが受けられる、安心して最期まで暮らせるまちを目指して、関係機関と連携して在宅医療の推進に取り組んでいます。

生活支援体制整備事業について

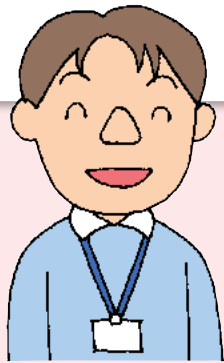
生活支援コーディネーターが、地域におけるひとり暮らし高齢者を中心とした生活支援ニーズ（買い物・病院付添い、話し相手、掃除等）を把握し、そのニーズに対応するため社会資源調査や様々な関係機関・団体と連携して、高齢者の生活を支える体制づくりを行います。



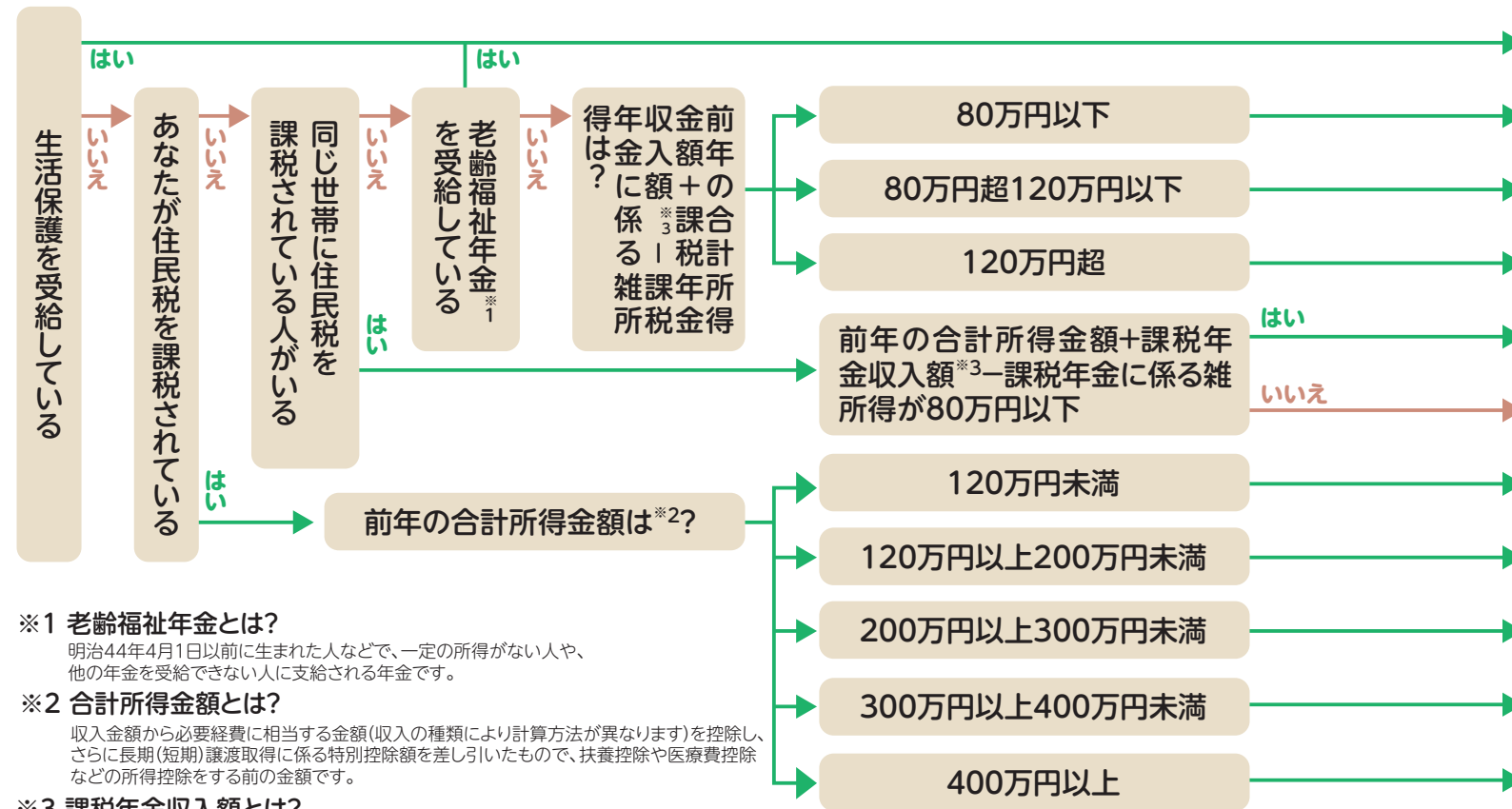
※生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報共有・連携強化の場である「協議体」を設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。

みなさんが納める介護保険料について

介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています



65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料



※1 老齢福祉年金とは?

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

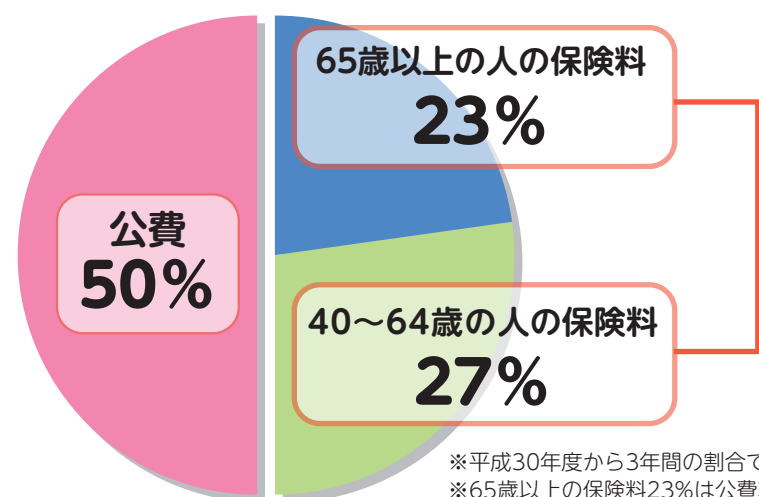
※2 合計所得金額とは?

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除し、さらに長期(短期)譲渡取得に係る特別控除額を差し引いたもので、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

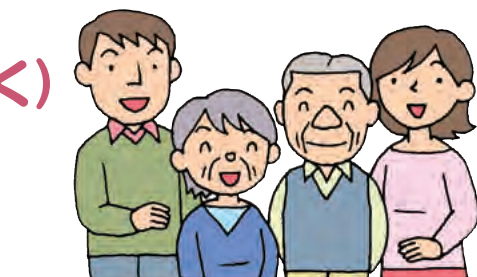
※3 課税年金収入額とは?

国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金、遺族年金、老齢福祉年金などは含まれません。

介護保険の財源(利用者負担分は除く)



※平成30年度から3年間の割合です
※65歳以上の保険料23%は公費軽減を含みます



半分以上がみなさんの保険料でまかなわれています

65歳以上の人の保険料は、市町の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得に応じた保険料が決まります。

第1号被保険者の基準額はどのように決まります

基準額
(年額)

$$= \frac{\text{市町の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{市町の第1号被保険者数}}$$

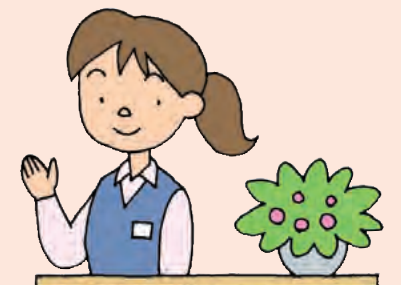
※保険者によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数は異なるため、基準額も保険者ごとに異なります。

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税者である老齢福祉年金受給者 ・生活保護者 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額-課税年金に係る雑所得が80万円以下の方	0.45	30,732円 (月額2,561円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額-課税年金に係る雑所得が80万円を超え120万円以下の方	0.70	47,808円 (月額3,984円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額-課税年金に係る雑所得が120万円を超えている方	0.75	51,228円 (月額4,269円)
第4段階	本人は住民税非課税であるが世帯内に住民税課税者がいる方であって、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額-課税年金に係る雑所得が80万円以下の方	0.9	61,464円 (月額5,122円)
第5段階(基準額)	本人は住民税非課税であるが世帯内に住民税課税者がいる方であって、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額-課税年金に係る雑所得が80万円を超えている方	1.0	68,292円 (月額5,691円)
第6段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額*2が120万円未満の方	1.2	81,960円 (月額6,830円)
第7段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額*2が120万円以上200万円未満の方	1.3	88,788円 (月額7,399円)
第8段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額*2が200万円以上300万円未満の方	1.5	102,444円 (月額8,537円)
第9段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額*2が300万円以上400万円未満の方	1.7	116,100円 (月額9,675円)
第10段階	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額*2が400万円以上の方	1.9	129,756円 (月額10,813円)

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

保険料の上昇を抑える対策をしています!

- ①第6期の保険料所得段階では9段階でしたが、第7期の保険料は10段階へ細分化することで、低所得の方の保険料負担を軽減しています。
- ②平成27年度より引き続き、第1段階の保険料率を本来0.5のところを0.45に軽減しています。
- ③高齢者に対する介護予防事業実施により、認定者数及び給付費を抑制します。
- ④介護給付費準備基金を取り崩し第7期介護保険料へ充当します。



保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料は65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から納付していただきます。保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額※によって下記の特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収の2種類に分けられます。

※老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が対象です。老齢福祉年金などは対象になりません。

特別徴収

年金が **年額18万円以上** の人 ▶ **年金から天引き**

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

	仮徴収			本徴収		
年金支給月	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

(注)

- 介護保険料の徴収方法は特別徴収が優先されます。被保険者様のご希望により特別徴収と普通徴収を選択することはできません。
- 特別徴収で納付された保険料は、普通徴収同様、社会保険料控除の対象となります。ただし、特別徴収分の納付額については、本人のみが控除対象となります。

普通徴収

年金が **年額18万円未満** の人 ▶ **納付書・口座振替**

保険者から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

保険料納付は 口座振替が 便利です

口座振替を希望される方は、指定の振替依頼書に記入していただき、依頼書を鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの市町窓口にお出ください。
(振替依頼書は、お住まいの市町窓口および指定の金融機関窓口にあります)

- 振替は申込された月の翌月の納期分から開始となります。
- 振替開始前の保険料や、残高不足などにより自動引落されなかった場合などは、納付書で納めることになります。

(注) 納期限を越えても未納がある場合は、督促状や催告書を送付することになりますので、保険料は納期限までに納めましょう。

40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料

国民健康保険に加入している人の保険料は市町の国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

$$\text{介護保険料(介護保険分)} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

第2号被保険者の所得に応じて計算 + 世帯の第2号被保険者の数に応じて計算 + 第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算

※保険料と同額の国庫からの負担があります。

介護保険料(分)は医療保険分(国民健康保険)等をあわせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分を負担します。

医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

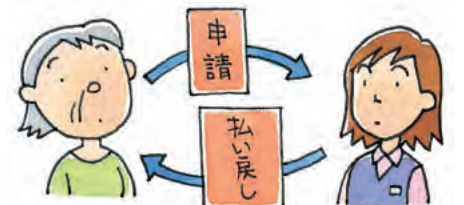
※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。ただし特定被保険者を除く。

保険料を納めないでいると「給付制限」がかかります。

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。介護保険サービスについては、被保険者の方のみならずご家族の方にも密接な関わり合いとなりますので、ご家族の方も被保険者の保険料納付に御理解をお願いします。

1年以上
滞納すると

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付が支払われる形となります。



1年6か月以上
滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、負担された保険給付の一部、または全部が差し止めとなったり、なお滞納が続くと保険給付額から滞納していた保険料を控除されることもあります。



2年以上
滞納すると

利用者負担が3割（または4割）に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなることがあります。



減免等

災害等の特別な事情など※で保険料が納められなくなったときには、保険料の徴収猶予や減免が受けられることがありますので、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の介護保険担当窓口までご相談ください。

※資産を活用してもなお生活が困窮している状態にある人において、減額される場合があります。

事業所一覧

平成30年3月1日現在(休止中の事業所は掲載していません)

●居宅介護支援

居宅介護支援事業所

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	○	ケアプランセンター 未来	841-0004	鳥栖市神辺町1477番地	0942-81-5922
2	○	ケアプランセンター 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目18番地	0942-50-8070
3	○	やよいがおかケアプランサービス	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目1番地	0942-87-7533
4	○	プロジェクトエースきらめき	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目14番地	0942-85-9330
5	○	JA福祉ケアプランサービス	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
6	○	ケアプランサービス 南風	841-0016	鳥栖市田代外町699番地4	0942-50-8728
7	○	ひまわりの園 居宅介護支援事業所	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-85-8839
8	○	けいしん居宅介護支援センター	841-0024	鳥栖市原町688番地1	0942-84-6128
9	○	とさくさん指定居宅介護支援事業所	841-0025	鳥栖市曽根崎町1273番地3	0942-50-5031
10	○	ケアプランサービスうるのかむ	841-0026	鳥栖市本鳥栖町1823番地 東峰マンションⅢ205	0942-85-9138
11	○	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-87-9357
12	○	ケアプランサービス あんしん	841-0033	鳥栖市本通町1丁目855番地14	0942-85-8765
13	○	ふれあい ケアマネージメントサービス	841-0035	鳥栖市東町1丁目1058番地	0942-85-1440
14	○	鳥栖市中央在宅介護支援センター	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
15	○	ケアプランセンター ひだまり	841-0039	鳥栖市土井町200番地1	0942-82-2885
16	○	ケアプランサービス セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5174
17	○	居宅介護支援事業所ほほえみ	841-0048	鳥栖市藤木町1450番地6	0942-87-3032
18	○	居宅介護支援事業所すこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町663番地1	0942-81-1665
19	○	まごころ医療館ケアプランサービス	841-0056	鳥栖市蔵上2丁目210番地	0942-87-5002
20	○	今村病院居宅介護支援事業所	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-1608
21	○	ぽっかぽか・ハートケア鳥栖	841-0066	鳥栖市儀徳町2650番地1	0942-81-3100
22	○	真心の園 在宅介護支援センター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-6305
23	○	いずみケアプランサービス	841-0073	鳥栖市江島町1880番地1	0942-82-8025
24	○	ヒューマンサポート・タッチ	841-0073	鳥栖市江島町3300番地1	0942-81-5287
25	○	居宅介護支援事業所 寿楽園	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
26	○	花のみねケアプランサービス	840-1101	みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
27	○	ゆうゆう居宅介護支援事業所	840-1102	みやき町大字天建寺1492番地1	0942-96-5500
28	○	居宅介護支援事業所ひまわり	840-1105	みやき町大字寄人1924番地1	0942-81-9091
29	○	JAさが いなほの郷ケアプランサービス	849-0101	みやき町大字原古賀5440番地1	0942-94-3111
30	○	居宅介護支援事業所 なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字簗原4260番地	0942-94-9215
31	○	居宅介護支援センター おおしま	849-0111	みやき町大字白壁4305番地36	0942-89-3001
32	○	花のみね式番館ケアプランサービス	849-0114	みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
33	○	ケア・マネジメントサービス 野菊の里	849-0122	上峰町大字前牟田1949番地	0952-51-4616
34	○	三樹病院居宅介護支援事業所	849-0123	上峰町大字坊所272番地3	0952-52-7285
35	○	さがケアセンターそよ風	849-0123	上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

介護予防支援事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	△	鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3113
2	△	鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-82-2041
3	△	鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター	841-0004	鳥栖市神辺町1273番地8	0942-85-8721
4	△	鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2188
5	△	基山地区地域包括支援センター	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-81-7039
6	△	みやき町地域包括支援センター	849-0113	みやき町大字東尾6436番地4 (みやき町北茂安保健センター内)	0942-89-3371
7	△	上峰地区地域包括支援センター	849-0122	上峰町大字前牟田107番地2 (おたっしや館内)	0952-52-5250

●居宅サービス

訪問介護

●は介護予防訪問型サービス事業所▲は自立支援訪問型サービス事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	○●▲	ホームヘルプサービス 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目18番地	0942-50-8070
2	○●▲	やよいがおかヘルパーステーション	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目1番地	0942-87-7533
3	○●▲	ヘルパーステーションすみれ	841-0011	鳥栖市永吉町782番地17	0942-87-3520
4	○●▲	JA福祉ホームヘルプサービス	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
5	○●▲	あいぞら訪問介護ステーション	841-0016	鳥栖市田代外町655番地20	0942-84-4332
6	○●	ひまわりの園ホームヘルプサービス	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-85-8874
7	○●▲	ホームヘルプ けいしん	841-0024	鳥栖市原町688番地1	0942-83-1075
8	○●▲	ヘルパーステーション人と木	841-0024	鳥栖市原町1253番地1	0942-82-2716
9	○●	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-87-9357
10	○●▲	鳥栖市中央ホームヘルパーステーション	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
11	○●▲	ホームヘルプサービス セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5173
12	○●	指定訪問介護 すこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町663番地1	0942-81-1665
13	○●▲	社会福祉法人グリーンコープふくし サービスセンター びすけっと鳥栖	841-0055	鳥栖市養父町35-1-2コーポヒロ103号室	0942-83-1944
14	○●	ヘルパーステーション 元気	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地	0942-84-2765
15	○●▲	ヘルパーステーションろしゅう	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-82-7133
16	○●▲	真心の園 ホームヘルパーステーション	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-81-1661
17	○●▲	ヘルパーステーションいずみ	841-0073	鳥栖市江島町1880番地1	0942-85-8036
18	○●	ヒューマンサポート・タッチ	841-0073	鳥栖市江島町3300番地1	0942-81-5287
19	○●▲	山津ヘルパーステーション	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3560
20	○●	ヘルパーステーション花ノ木	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-87-8573
21	○	訪問介護事業所いつくしの家	841-0201	基山町大字小倉275番地1	0942-85-8632
22	○●	さくら訪問介護ステーション	841-0201	基山町大字小倉457番地2	0942-85-8252
23	○●	JAさが いなほの郷	849-0101	みやき町大字原古賀5440番地1	0942-94-4388
24	○●▲	株式会社よつば会よつば訪問ステーション	849-0102	みやき町大字簗原1686番地1	0942-80-1632

◎は介護予防事業所・介護事業所
○は介護事業所
△は介護予防事業所

●は介護予防訪問型サービス事業所▲は自立支援訪問型サービス事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
25	○●	ホームヘルプサービスチーム 野菊の里	849-0122	上峰町大字前牟田1949番地	0952-51-4617
26	○	有限会社 介護家事サービス上峰	849-0124	上峰町大字堤1868番地1	0952-51-1255

訪問入浴

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	真心の園 訪問入浴サービス	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-0818

訪問看護（ステーション）

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	聖マリア病院鳥栖 訪問看護ステーション	841-0004	鳥栖市神辺町1588番地6	0942-81-1134
2	◎	訪問看護ステーション 寿楽	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目18番地	0942-50-8070
3	◎	訪問看護ステーション弥生が丘	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目6番地	0942-85-8989
4	◎	チャイム訪問看護ステーション	841-0016	鳥栖市田代外町655番地15	0942-87-5233
5	◎	あいぞら訪問看護ステーション	841-0016	鳥栖市田代外町655番地20	0942-84-4332
6	◎	プラスワン訪問看護ステーション	841-0038	鳥栖市古野町268番地3	0942-50-9530
7	◎	訪問看護ステーション あんしん	841-0033	鳥栖市本通町1丁目855番地14	0942-85-8765
8	◎	訪問看護ステーション ふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目1058番地	0942-85-1441
9	◎	幸訪問看護ステーション	841-0035	鳥栖市東町2丁目885番地7	0942-87-1500
10	◎	医療法人せとじまクリニック 訪問看護ステーションセントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5170
11	◎	エンジェル訪問看護ステーション	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3030
12	◎	訪問看護ステーション デューン鳥栖	841-0071	鳥栖市原古賀町3035番地 メディカルステージ新鳥栖1階	0942-50-8386
13	◎	メディケア基山 訪問看護リハビリステーション	841-0204	基山町大字宮浦397番地4幹ビル1階	0942-92-6161
14	◎	株式会社よつば会よつば訪問ステーション	849-0102	みやき町大字簗原1686番地1	0942-80-1632
15	◎	医療法人光風会 訪問看護ステーションひかりあ	849-0111	みやき町大字白壁2927番地	0942-89-2800
16	◎	医療法人三樹会 みき訪問看護ステーション	849-0123	上峰町大字坊所276番地4	0952-52-7282

訪問看護（病院・診療所等）

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	啓心会病院	841-0024	鳥栖市原町670番地1	0942-83-1030
2	◎	医療法人真正会 古賀医院	841-0071	鳥栖市原古賀町609番地2	0942-83-3457

※平成29年3月から平成30年2月までの1年間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

訪問リハビリテーション

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	◎	医療法人清明会 やよいがおか鹿毛病院	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目143番地	0942-87-3150
2	◎	医療法人せとじまクリニック	841-0046	鳥栖市真木町1974番地4	0942-50-5665
3	◎	医療法人勇愛会 大島病院	849-0111	みやき町大字白壁4287番地	0942-89-2600

※平成29年3月から平成30年2月までの1年間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

◎は介護予防事業所・介護事業所
○は介護事業所
△は介護予防事業所

●は生活リハビリ通所型サービス事業所▲はハツラツ通所型サービス事業所

	区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
1	○	デイサービスセンター 未来	841-0004	鳥栖市神辺町1477番地	0942-81-5922
2	○●▲	デイサービスセンター寿楽園弐号館	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目18番地	0942-50-8070
3	○●▲	やよいがおかデイサービスセンター	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目1番地	0942-87-7533
4	○●	プロジェクトエースきらめき	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目14番地	0942-85-9330
5	○●▲	鳥栖市地域共生ステーション 特定非営利活動法人とさくさん とす	841-0012	鳥栖市田代昌町5番地	0942-84-8087
6	○●▲	J A福祉デイサービスセンター	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
7	○●	デイサービスセンター南風田代	841-0016	鳥栖市田代外町699番地4	0942-50-8728
8	○●	ひまわりの園デイサービスセンター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
9	○●	デイサービスけいしん	841-0022	鳥栖市飯田町69番地1	0942-81-1125
10	○●	鳥栖市地域共生ステーション 特定非営利活動法人とさくさん きざと	841-0025	鳥栖市曽根崎町1273番地3	0942-48-8177
11	○●	デイサービス楽笑倶楽部鳥栖本通	841-0033	鳥栖市本通町2丁目878番地7	0942-85-8306
12	○●▲	鳥栖市中央デイサービスセンター	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
13	○●▲	デイサービスセンター緑寿館	841-0044	鳥栖市高田町213番地1	0942-84-7553
14	○●	デイサービスセンター セントポーリアセカンドステージ	841-0046	鳥栖市真木町1990番地	0942-50-5151
15	○●	デイサービスセンター セントポーリア	841-0047	鳥栖市今泉町2434番地1	0942-87-5172
16	○●	デイサービスセンター「ほほえみ」	841-0048	鳥栖市藤木町1450番地6	0942-87-3032
17	○●	デイサービスセンターすこやか	841-0054	鳥栖市蔵上町663番地1	0942-81-1665
18	○●	デイサービスセンターきぼう鳥栖	841-0055	鳥栖市養父町497番地1	0942-83-7737
19	○●	デイサービスセンター元気	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地	0942-84-2765
20	○●	今村病院デイサービスセンター	841-0061	鳥栖市轟木町1572番地	0942-83-8787
21	○●▲	ぽっかぽか・ハートケア鳥栖	841-0066	鳥栖市儀徳町2603番地1	0942-81-3100
22	○●▲	デイサービスセンターろしゅう	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-82-7133
23	○●▲	真心の園 デイサービスセンター	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-0818
24	○	デイサービスいやし	841-0081	鳥栖市萱方町160番地1	0942-87-8875
25	○	デイサービスセンター花ノ木	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-87-8573
26	○●	デイサービスセンター花ノ木Ⅱ番館	841-0083	鳥栖市古賀町554番地	0942-50-8122
27	○●	デイサービスさくら	841-0201	基山町大字小倉457番地2	0942-85-8251
28	○●▲	デイサービスセンター 寿楽園	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
29	○●▲	けやき台デイサービス	841-0205	基山町けやき台1丁目33番地8	0942-81-7083
30	○●▲	花のみね デイサービスセンター	840-1101	みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3572
31	○●	デイサービスセンターひまわり	840-1105	みやき町大字寄人1918番地1	0942-81-9091
32	○●▲	JA さが いなほの郷	849-0101	みやき町大字原古賀5440番地1	0942-94-4388
33	○●▲	デイサービス なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字簗原4260番地	0942-94-9211
34	○●	デイサービスセンター ゆうあい	849-0111	みやき町大字白壁4305番地36	0942-89-9150
35	○●▲	デイサービスセンター さわやか	849-0113	みやき町大字東尾6436番地	0942-89-1875

◎は介護予防事業所・介護事業所
○は介護事業所
△は介護予防事業所

●は生活リハビリ通所型サービス事業所▲はハツラツ通所型サービス事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
36	○●	デイサービス みやき	849-0114	みやき町大字中津隈624番地	0942-89-5200
37	○●	かみみねデイサービスセンター	849-0122	上峰町大字前牟田107番地2	0952-51-1773
38	○●	デイサービスセンター 野菊の里	849-0122	上峰町大字前牟田1949番地	0952-52-6961
39	○●	さがケアセンターそよ風	849-0123	上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050
40	○●	デイサービス おはな	849-0123	上峰町大字坊所2553番地2	0952-20-0877

◎は介護予防事業所・介護事業所
○は介護事業所
△は介護予防事業所
●は生活リハビリ通所型サービス事業所
▲はハツラツ通所型サービス事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○●	プロジェクトエース 弥生が丘	841-0005	鳥栖市弥生が丘7丁目13番地	0942-85-9358
2	○●▲	デイサービス人と木	841-0024	鳥栖市原町1253番地1	0942-82-2716
3	○●	デイサービスセンタートクダ tosu	841-0037	鳥栖市本町2丁目83番地1	0942-85-8603
4	○●	小規模デイサービスひだまり	841-0039	鳥栖市土井町200番地1	0942-85-8265
5	○●	デイサービスきたえるーむ鳥栖中央	841-0048	鳥栖市藤木町2番地1	0942-87-5011
6	○	デイサービスセンターお元気広場	841-0052	鳥栖市宿町1108番地5	0942-84-3226
7	○●	デイサービスセンターあさひ	841-0073	鳥栖市江島町1880番地1	0942-82-2396
8	○●	リハプライドばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
9	○●	デイサービス楽笑倶楽部鳥栖北	841-0081	鳥栖市萱方町194番地6	0942-82-4809
10	○●	通所介護事業所いつくしの家	841-0201	基山町大字小倉275番地1	0942-85-8632
11	●▲	アイズトータルボディステーション基山	841-0201	基山町大字小倉532 JR基山駅構内	0942-85-9787
12	○●▲	デイサービスセンター本桜	841-0201	基山町大字小倉1673番地98	0942-85-9991
13	○●	voice 音 cafe	841-0204	基山町大字宮浦186番地57	0942-85-9024
14	○●	デイサービスゆうゆう	840-1102	みやき町大字天建寺1492番地1	0942-96-5500
15	○●	リハプライドらしく・らしく	849-0101	みやき町大字原古賀7385番地9	0942-80-0696
16	○●	寄り合いステーションさくら坂	849-0101	みやき町大字原古賀6309番地67	0942-94-2071
17	○●	ミック健康の森みやき	849-0111	みやき町大字白壁690番地2 1階C号室	0942-89-5711
18	○●	特定非営利活動法人 みやき地域ステーションはれ	849-0111	みやき町大字白壁2484番地18	0942-89-3822
19	○●	宅老所せどデイサービスセンター	849-0112	みやき町大字江口1488番地	0942-89-9377
20	○	デイサービス家族	849-0123	上峰町大字坊所3153番地1	0952-55-7878

通所リハビリテーション

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	山津リハビリセンター	841-0004	鳥栖市神辺町1273番地8	0942-84-0012
2	◎	医療法人清明会やよいがおか鹿毛病院	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目143番地	0942-87-3150
3	◎	石橋整形外科デイケアセンターつばさ	841-0014	鳥栖市桜町1465番地1	0942-82-7751
4	◎	デイケアなないろ	841-0024	鳥栖市原町670番地1	0942-84-6119
5	◎	通所リハビリテーションふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目1059番地16	0942-85-1446
6	◎	医療法人せとじまクリニック 通所リハビリテーション	841-0046	鳥栖市真木町1974番地4	0942-50-5665
7	◎	通所リハビリテーションセンターまごころ	841-0056	鳥栖市蔵上2丁目210番地	0942-48-5009

◎は介護予防事業所・介護事業所
○は介護事業所
△は介護予防事業所

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
8	◎	通所リハビリテーション 「いまむら」	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3018
9	◎	通所リハビリテーション さいわい	841-0062	鳥栖市幸津町1761番地1	0942-83-6800
10	◎	デイケアセンター あおぞら	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
11	△	つくし整形外科医院	841-0203	基山町大字園部2765番地25	0942-92-7655
12	◎	みきクリニック通所リハビリテーション明日花	840-1106	みやき町大字市武1331番地9	0942-96-9620
13	◎	介護老人保健施設 夢の里	849-0102	みやき町大字簗原1116番地1	0942-94-4488
14	◎	指定通所リハビリテーションゆうあい	849-0111	みやき町大字白壁4305番地40	0942-89-9100
15	○	三樹病院通所リハビリテーション明日葉	849-0123	上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7281
16	△	三樹病院グリーン明日葉	849-0123	上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7331

※平成29年3月から平成30年2月までの1年間に請求のあった介護給付費の実績から作成しています。

福祉用具貸与・販売

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	サポート中九州	841-0026	鳥栖市本鳥栖町834番地3	0942-84-7765
2	◎	株式会社介助 鳥栖営業所	841-0052	鳥栖市宿町1157番地1	0942-84-8282
3	◎	フランスベッド株式会社鳥栖営業所	841-0061	鳥栖市轟木町1700番地	0942-83-4821
4	◎	有限会社 豊	841-0062	鳥栖市幸津町1384番地	0942-82-8607
5	◎	株式会社フロンティア 佐賀営業所	841-0074	鳥栖市西新町1422番地209	0942-81-5767

短期入所生活介護

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	短期入所サービス 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目146番地1	0942-50-8740
2	◎	ひまわりの園短期入所サービス	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-81-5125
3	◎	真心の園 ショートステイ	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2301
4	◎	ケア付有料老人ホーム ショートステイ ばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
5	◎	ショートステイ 花のみね	840-1101	みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
6	◎	ショートステイ なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字簗原4260番地	0942-94-9211
7	◎	ショートステイ 花のみね式番館	849-0114	みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
8	◎	ショートステイサービス 野菊の里	849-0122	上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655
9	◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-7970

短期入所療養介護

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	介護老人保健施設 寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
2	◎	医療法人社団三善会 山津医院	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-84-0011
3	◎	きやま高尾病院	841-0203	基山町大字園部270番地1	0942-92-4860
4	◎	短期入所サービス あおぞら	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
5	◎	介護老人保健施設 夢の里	849-0102	みやき町大字簗原1116番地1	0942-94-4488

特定施設入居者生活介護

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	介護付有料老人ホーム南風Ⅱ番館	841-0047	鳥栖市今泉町2395番地1	0942-80-0022
2	◎	介護付有料老人ホーム百楽仙	841-0056	鳥栖市蔵上4丁目292番地	0942-87-5557
3	◎	介護付有料老人ホーム百楽仙 別館	841-0056	鳥栖市蔵上4丁目293番地	0942-85-9926
4	◎	介護付有料老人ホーム南風Ⅰ番館	841-0066	鳥栖市儀徳町2238番地1	0942-84-6020
5	◎	ケア付有料老人ホームばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
6	◎	シニアライフ SORA	841-0084	鳥栖市山浦町2963番地	0942-81-5050
7	◎	ケアハウスあおぞら	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
8	◎	介護付き有料老人ホーム紀水苑別館	849-0102	みやき町大字簗原4239番地3	0942-94-9231
9	◎	介護付有料老人ホームケアライフ花の里	840-1101	みやき町大字西島3154番地1	0942-96-3877

●施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○	特別養護老人ホーム 寿楽園	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目146番地1	0942-50-8740
2	○	特別養護老人ホーム ひまわりの園	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-81-5125
3	○	特別養護老人ホーム 真心の園	841-0072	鳥栖市村田町1250番地1	0942-82-2301
4	○	特別養護老人ホーム 花のみね	840-1101	みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
5	○	特別養護老人ホーム なかばる紀水苑	849-0102	みやき町大字簗原4260番地	0942-94-9211
6	○	特別養護老人ホーム 花のみね弐番館	849-0114	みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
7	○	特別養護老人ホーム 野菊の里	849-0122	上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655

介護老人保健施設

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○	介護老人保健施設 寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
2	○	介護老人保健施設 あおぞら	841-0203	基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
3	○	介護老人保健施設 夢の里	849-0102	みやき町大字簗原1116番地1	0942-94-4488

指定介護療養型医療施設

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○	医療法人社団三善会 山津医院	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-84-0011
2	○	きやま高尾病院	841-0203	基山町大字園部270番地1	0942-92-4860

●地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	○	ひまわりの園ケアコールセンター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-50-8419

認知症対応型通所介護

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	デイサービスセンターほほえみ夢工房	841-0016	鳥栖市田代外町612番地7	0942-83-0186

認知症対応型通所介護（グループホーム共用型）

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	グループホーム なの花	841-0014	鳥栖市桜町1424番地7	0942-87-8528
2	◎	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-81-5161
3	◎	グループホーム クオーレ基山	841-0204	基山町大字宮浦885番地6	0942-81-7455

小規模多機能型居宅介護

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	小規模多機能型居宅介護 遊喜	841-0026	鳥栖市本鳥栖町814番地1	0942-50-8701
2	◎	小規模多機能型居宅介護 はらだ会 陽光の里	841-0031	鳥栖市鎗田町283番地2	0942-80-5533
3	◎	小規模多機能ホーム お元気横丁	841-0052	鳥栖市宿町1398番地12	0942-84-3216
4	◎	小規模多機能きぼう原古賀センター	841-0071	鳥栖市原古賀町857番地1	0942-83-7926
5	◎	小規模多機能介護事業所 いちよつの樹どうあん	841-0084	鳥栖市山浦町2977番地3	0942-87-7007
6	◎	春風	841-0201	基山町大字小倉306番地2	0942-48-5336
7	◎	小規模多機能型居宅介護 たんぽぽ	849-0113	みやき町大字東尾2751番地2	0942-89-3889

サテライト小規模多機能型居宅介護

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	小規模多機能きぼう蔵上センター	841-0054	鳥栖市蔵上町620番地1	0942-80-3463
2	◎	小規模多機能きぼう基山センター	841-0203	基山町大字園部148番地3	0942-80-2750

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

	区分	事業所名	〒	所 在 地	電話番号
1	◎	グループホーム 喜楽	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目31番地	0942-81-5550
2	◎	グループホーム 喜楽Ⅱ	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目6番地	0942-83-8855
3	◎	グループホーム さくらの樹	841-0005	鳥栖市弥生が丘4丁目22番地	0942-82-5777
4	◎	グループホーム こもれび	841-0012	鳥栖市田代昌町462番地1	0942-87-3456
5	◎	グループホーム なの花	841-0014	鳥栖市桜町1424番地7	0942-87-8528
6	◎	グループホーム けいしん	841-0022	鳥栖市飯田町69番地1	0942-81-1185
7	◎	ニチイケアセンター鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-81-5161
8	◎	グループホーム すむのさと	841-0044	鳥栖市高田町206番地1	0942-84-5888



お問い合わせは

鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス：<http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

出前講座・その他総務に関すること……………総務課 総務係
☎0942-81-4825 FAX.0942-85-2084

介護保険料に関すること……………総務課 収納対策室 介護保険料係
☎0942-85-3637 FAX.0942-85-2084

要介護・要支援認定に関すること……………介護保険課 認定係
介護保険給付に関すること……………介護保険課 給付係
☎0942-81-3315 FAX.0942-81-3316

地域支援事業(介護予防・総合事業)に関すること…介護保険課 地域支援係
☎0942-81-3111 FAX.0942-81-3316

または

鳥栖市にお住まいの方	鳥栖市役所 社会福祉課	☎0942-85-3554 (直通)
基山町にお住まいの方	基山町役場 健康福祉課	☎0942-92-7964 (直通)
みやき町にお住まいの方	みやき町地域包括支援センター	☎0942-89-3371 (直通)
上峰町にお住まいの方	上峰町役場 健康福祉課	☎0952-52-7413 (直通)

鳥栖地区介護支援専門員協議会
鳥栖地区訪問介護事業所連絡協議会
鳥栖地区高齢者グループホーム事業所連絡協議会
鳥栖・三養基地区訪問看護ステーション連絡協議会

鳥栖地区介護関連協議会
ホームページアドレス

<http://www.tosukaigo.com/>

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。